

## 市谷議員 再要望項目一覧

令和3年度6月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>(1) 医療対策                      コロナ患者を受け入れている民間病院から、45床のワンフロアの半分23床でコロナ患者を9名受け入れ、半分の22床は急性期病床で残していたが、看護師不足で対応ができなくなり、全フロアをコロナ病棟に転換する予定で、県からその分はコロナ患者を受け入れてほしいと言われたが、やはり看護師不足で難しいと聞いた。空床補償のお金が出ると言っても、人がいなければコロナ対応はできない。またワクチン接種を進めるため、6月に病院内での集団接種もする予定だが、発熱外来、コロナ病棟、ワクチン接種と、医師及び看護師が足りない。県からコロナ対策のための看護師を派遣すること。また医療機関で実施する集団ワクチン接種に対し、医師や事務受付の人材の派遣や、人件費支援をすること。</p>	<p>看護師の募集や採用は各病院で行っていただいております、コロナ患者の入院受入協力医療機関についても、県が個別に看護師を派遣することは考えていない。                      また、医療機関で実施するワクチン接種についても、県において人材の派遣をすることは考えていないが、人件費も含めた接種費用について国において負担することとされており、国の支援制度により特別な接種体制を組んでワクチン接種を行う病院に対する財政支援が行われることとなっている。</p>
<p>変異株が若者や子どもにも感染しやすくなっており、学校などでのクラスター発生を防ぐためにも、保育園・学校・大学、児童福祉施設などでワクチンの優先接種を実施すること。またマスクを付けづらく感染防止がしにくい障がい児・者の場合も、ワクチンの優先接種を実施すること。</p>	<p>国が示す接種順位が緩和され、「接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず高齢者以外の接種対象者にも接種を行うことは差し支えない。」と国から示されたことから、各市町村の判断において地域の実情を踏まえて順次接種を進められることとなる。                      また、6月21日から大学等を含む職域単位でもワクチンの接種を開始することが可能となったため、本県においても職域での接種が進むよう支援を行っていく。</p>
<p>(2) 生活支援                      仕事が減り収入が減ったという声が出ている。生活困窮者に対する県独自の給付金制度を創設すること。</p>	<p>生活福祉資金や住居確保給付金の受付期限をそれぞれ8月末、9月末まで延長して支援を行うとともに、更なる借入ができなくなった世帯に対し給付金を給付する国の新設制度による支援を6月補正予算で検討しており、県独自の制度を創設することは考えていない。</p>
<p>(3) 学生支援                      6月補正予算案で、「実習等学生教育活動支援事業」として、実習に行く学生のPCR検査費用助成が提案され良かったが、1人2万円近くかかるPCR検査費用に対し、学生1人～50人で5万円、51人～200人で15万円、201人以上で30万円では、支援が少なすぎる。支援額を引き上げ、せめて県が半額補助となるようにすること。</p>	<p>単位取得に必要な実習等、学生等の教育活動にかかる費用については、本来、各学校において対応していただくべきものと考えている。実習等学生教育活動支援事業の趣旨はPCR検査費用に対する支援ではなく、教育活動の継続に向けて、実習を行う学生のPCR検査の助成や感染防止対策の徹底に取り組む大学等に対し、学生数に応じて一定額を支給して応援しようとするものであり、支給額の引き上げは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>住居確保給付金は、学生も支給対象となっているが、「世帯生計の維持者であること」や、「専らアルバイトにより学費や生活費を自ら賄っていた学生が、アルバイトがなくなったため住居を失う恐れが生じて、別のバイトを探している場合」など、要件が厳しくてほとんどの学生が対象にならない。下宿の家賃が払えなければ学生生活が続けられない。「世帯生計の維持者」でなくても、親の仕送りが減ったり、アルバイトが減った場合も支給対象にするよう求めること。また県独自に学生のアルバイト代支援の仕組みをつくること。</p>	<p>住居確保給付金は、住居の確保と就労の自立を目的に主たる生計維持者を支援する制度である。親の仕送りやアルバイト収入が減った学生といった主たる生計維持者以外の者までも当該制度の対象にすることは制度の趣旨にそぐわないと考える。</p> <p>なお、学生のアパート代支援については、家計が急変し生活に困窮する学生への支援として、日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金等の制度があるため、県独自の支援制度は考えていない。</p>
<p><b>【島根原発2号機について】</b></p> <p>島根原発2号機については、新規制基準に基づく審査もほぼ終わり、再稼働の是非が問われてくることになるが、鳥取県は「安全が第一義」との考えを示している。そこで以下、安全性を担保するための事項について要望する。</p> <p>(1) 新規制基準について</p> <p>①例えば鳥取県中部地震の基準地震動は1, 200ガルであったが、島根原発2号機は岩盤の上にあるため基準地震動は820ガルと、住宅地のような揺れはないとして住宅地などの1/2～1/3の数値となっている。しかし、原発施設の中でも、電源や冷却施設など事故対応に必要な施設が全て岩盤の上に立っているわけではない。施設ごとの揺れを想定し、対策を検討すること。</p>	<p>島根原発2号機の施設は、地震により発生する可能性のある環境への放射線による影響に応じて重要度分類され、分類毎に設定された地震力に対して各施設の耐震性が十分に確保されるように設計することが求められている。</p>
<p>②カリフォルニアには活断層法という州法があり、活断層の上やその近傍には原発などの危険物の設置は禁止されている。島根原発2号機の近傍には宍道断層があり、活断層付近への原発立地はできない旨、法律や新規制基準に盛り込むよう求めること。</p>	<p>新規制基準では、原子炉などの安全上重要な施設は活断層がない地盤に設置することを求めており、審査において島根原発敷地内に活断層は確認されていない。</p> <p>敷地及び敷地周辺の活断層については、震源を特定あるいは特定しない方法で基準地震動を策定した上で、施設の耐震性が確保されていることを確認することが求められている。</p>
<p>③電源喪失に備えて高圧発電機車や大量送水車が配備されているが、竜巻などの影響を受けた場合はどうなるのか、代替え策を示すこと。</p>	<p>高圧発電機車や大量送水車は多重に準備したうちの1つであり、固縛することにより竜巻によって飛散することや飛来物の発生を防止し、施設の安全性に影響を及ぼさないよう対策が求められている。</p> <p>また、安全対策を多段階にわたって行うシビアアクシデント対策が求められている。</p>
<p>④フィルターベント設備は放射性物質の放射量を1/1000まで低減できるとしているが、何がどの程度低減できるのか回答すること。またフィルター内に閉じ込めたものや、水で洗い落とすとしているトリチウムは、安全な後始末の方法も検討すること。</p>	<p>フィルタベント設備は、粒子状の放射性物質を99.9%以上、無機ヨウ素を99%以上、有機ヨウ素を98%以上除去する性能を有している。</p> <p>除去した放射性物質はフィルタベントの容器内に入れたまま敷地内に安全に保管した後、適切に処理・処分される。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤炉心溶融が起きたとき、落下した溶融炉心により、原子炉格納容器の健全性が損なわれることがないよう、原子炉格納容器下部にコリウムシールド（耐熱材）を設置したというが、安全な後始末の方法も検討すること。</p>	<p>コリウムシールドは、事故時に炉心が損傷した場合に、溶融燃料の落下による原子炉格納容器の損傷と外部への流出を防止するために設置された設備である。落下した溶融燃料は流出することなく、安全に取り除かれることが要求されている。</p>
<p>（２）老朽化対策について 島根原発２号機は運転開始から３０年が経過しているが、原子炉の圧力容器の中で、核燃料が核分裂反応し、中性子がどんどん飛び交い、炉心隔壁、制御棒、燃料被覆管が脆弱化あるいはひびが入ることがある。福島原発では炉心隔壁の溶接線にひび割れが生じていた。脆弱化について点検し、対策をとること。</p>	<p>原子炉等規制法に基づき定期的な検査や点検を行い、必要に応じて補修や取替を行い、安全性を確保している。また、高経年化対策として、営業運転開始３０年が経過する前に技術評価を実施し、それに基づいた長期保守管理方針を策定して保安規定に反映し、その内容について原子力規制委員会の審査（認可）を受けることになっている。</p>
<p>（３）被害規模の試算について 島根県では宍道断層が動いた場合の建物被害、経済被害を試算しているが、鳥取県の試算状況を示すこと。</p>	<p>鳥取県では、宍道断層が動いた場合の建物被害、人的被害、ライフライン機能支障について、「鳥取県地域防災計画」（震災対策編、第１部：災害予防計画、第２章：被害想定）で公表している。なお、経済被害の算定は現段階では行っていない。</p>
<p>（４）避難計画について ①UPZ内の避難計画は、「警戒事態」（原子炉施設の重要な事故等が発生）であっても避難せず、「施設敷地緊急事態」（原子炉施設の全交流電源喪失が３０分以上）や、「全面緊急事態」（原子炉の冷却機能喪失）、そして放射性物質放出するまで「屋内退避」し、放出される放射性物質の量が増えて初めて避難するものとなっている。いったん「屋内退避」することで被ばく量を低減できたとしても、放出される放射性物質が増えた中で避難すれば、被ばくすることになってしまい、手遅れである。危険な事態が急速に展開した場合は屋内退避ということもあろうが、「警戒事態」の段階から早期に３０キロ圏外に避難する計画もつくること。</p>	<p>福島事故の教訓や国際的基準に基づき作成されている国の原子力防災対策指針では、UPZでは放射性物質放出前の全面緊急事態において屋内退避し、その後万が一放射性物質の放出があった場合は、緊急時モニタリングの結果により国の避難指示に基づく避難を行うことになっている。緊急かつ不測の場合は、知事や市長も避難指示を行うことができる。</p>
<p>②避難ルートは地震や津波で損壊する可能性がある。島根県では、緊急輸送道路上に、耐震対策が必要な橋梁が７１で耐震化率５３％、落石等通行危険箇所５３７か所で整備率３５％、土砂災害要対策箇所２１３７か所で整備率１８％と示している。鳥取県側の緊急輸送・避難ルート上の危険箇所（耐震化未実施など）や、その整備率や耐震化の進捗状況、対策計画はどうなっているのか、明らかにすること。</p>	<p>避難経路となる弓ヶ浜半島内では、地震との複合災害が起きた場合の交通の支障となる箇所については事前に調査して把握しており、発災後速やかにこれらの箇所について情報収集して避難ルートの変更と応急復旧を行うこととしている。また国道４３１号線は津波被害を考慮し、発災当初は避難経路としていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③学校や保育園の児童生徒は、「施設敷地緊急事態」（原子炉施設の全交流電源喪失が30分以上）になったら屋内退避し、保護者に引き渡すようになっているが、屋内退避が求められている中子どもを迎えに来よう保護者に求めるのは、保護者も子どもも危険な目に合わせるようになる。「警戒事態」（原子炉施設の重要な事故が発生）の段階から迎えに来てもらうなど、早急に避難をさせること。また集団避難が必要となった場合、乳幼児はどのように集団避難するのか明らかにすること。集団避難した場合、保育園児は小学生と違って住んでいる学校区はまちまちであり、小学校区ごとになっている避難先で保護者に会える可能性は薄い。</p>	<p>「警戒事態」が「施設敷地緊急事態」に進展するおそれがある場合等には、直ちに休園・休校とし、屋内退避等により児童生徒の安全を確保するとともに、保護者へ引渡しを行う計画としている。</p> <p>保護者への引渡し前に避難指示が出た場合は、引渡しが終わっていない保育園児は、園バスや県が手配したバスに乗せ、あらかじめ保護者にも周知している所定の避難先に避難し、避難先で保護者に引き渡す計画としている。</p>
<p>④速やかな避難が困難な要配慮者が一時的に屋内退避できる施設「放射線防護対策施設」（外気の放射性物質除去フィルター等の対策実施）が、4か所（済生会境港総合病院、「光洋の里」、「弓ヶ浜ホスピタウン」、「介護老人保健施設ゆうとびあ」）があるが、現状の入所者に加え、速やかな避難が困難な要配慮者（施設入所の重度者や医療機関入院者）がすべて避難受け入れできるのか示していただきたい。また全て避難受け入れできないなら、「放射線防護対策施設」を増やすこと。</p>	<p>準備が不十分な避難は多くの犠牲者を出すため、極めて深刻な結果につながる福島の教訓により、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者（施設入所の重度者や医療機関入院者）については、近接の放射線防護対策施設へ移動し、安全に避難できる準備が整い次第、避難を実施することとしている。このため、要配慮者については、放射線防護対策施設の利用と福祉車両（車椅子車両、ストレッチャー車両）により計画的に避難することとし、そのための避難車両を確保している。</p> <p>また、全ての医療機関、福祉施設において、施設ごとの避難計画を作成し、要配慮者の避難先を確保している。</p>
<p>⑤地震・津波からの避難は、原発被害での屋内退避と矛盾する。両立できるようにすること。</p>	<p>地震・津波などの自然災害と原子力災害との複合災害が発生した場合、迅速かつ同時並行的に対処することとし、地震・津波に対する避難行動を原子力災害に対する行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先としている。</p>
<p>（5）エネルギー基本計画について 原子力をベースロード電源と位置づけ、2030年の電源構成で原子力を22%～20%としているエネルギー基本計画は、原発再稼働が前提となっており、反対すること。</p>	<p>現在、国において、2050年カーボンニュートラルと統合的なベストミックスの実現を目指し、次期エネルギー基本計画の策定に向けた議論が進められている。</p>
<p>（6）核燃料サイクルについて 使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを回収し、ウランと混ぜて作ったMOX燃料を使うプルサーマル計画は、六ヶ所村の再処理工場は新規基準に適合するとの審査書が決定したが竣工が2022年にずれ込み、高速増殖炉もんじゅは廃炉が決まるなど、技術的に破綻している。また、使用済み核燃料の再処理によってできる高レベル放射性廃棄物は処分方法も決まっていない。このような不備のある核燃料サイクルのプルサーマル計画が島根原発2号機・3号機では了承されているが、計画及び実施に反対すること。</p>	<p>島根原発2号機については、再稼働に際してはMOX燃料を使用することを中国電力から聞いていない。また、3号機についてはMOX燃料の使用許可を国から受けていない。核燃料サイクル、放射性廃棄物の処分等については国が責任をもって取り組むよう引き続き求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(7) 中国電力の管理姿勢について  2010年には511か所の点検漏れ、2015年には低レベル放射性廃棄物の処理に係る機器の点検記載偽造、その後1号機・2号機の中央制御室換気系ダクトに100カ所の腐食孔の確認、2020年2月には放射性固体廃棄物を一時的に保管するサイトバンカ建物の放射線管理区域内における未巡視及び虚偽報告、今年2021年5月17日には2号機の原子炉建物地下1階（放射線管理区域内）で安全対策工事をして協力会社作業員の転落事故、5月18日には管理事務所の火災と、福島原発事故後の新規制基準の審査中にも、不祥事や事故が続いている。このような中国電力に原発を動かす資格はない。中国電力による原発稼働に反対すること。</p>	<p>原発は安全が第一義であり、再稼働については中国電力や国が責任を持って判断すべきであり、国にも申し入れている。また、新規制基準の審査等でも中国電力の技術的能力や適格性が判断されている。</p>
<p>【脱炭素の取り組みについて】  (1) 鳥取県においては、2050年二酸化炭素実質ゼロに向けて、2030年には2013年比で40%減を目指している。現在の二酸化炭素の排出量の内訳は、家庭部門24.4%、産業部門24.0%、業務その他部門22.9%、運輸部門28.8%であり、家庭での取り組みはもちろんであるが、圧倒的に企業等での取り組みが重要となっている。各部門での排出削減目標と目標実現の施策が必要であり、それらのロードマップを具体的につくること。</p>	<p>令和2年3月に策定した「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」において、2030年の温室効果ガス削減目標や需用電力における再生可能エネルギーの目標割合等を設定し、その実現のために取り組む施策等も公表している。</p>
<p>(2) 鳥取県は脱炭素の取り組みの一つとして、主力電源における再生可能エネルギーの導入割合を、現在の36.8%から2030年には60%にまで高める目標を掲げているが、どの分野でどれだけ導入をすすめるのか目標値と施策を明らかにすること。その際、「これまでの大規模な開発を伴う設備導入から転換し、家庭や地元企業などが主体となって導入をすすめる」としているが、その誘導策やルールをつくること。</p>	<p>地域が主体となった再生可能エネルギーの地産地消の取組を促進するため、鳥取発地産エネルギー活用推進事業等を実施している。また、発電種別の再エネ設備導入量は、昨年10月に常任委員会に資料提出したほか、報道機関等への情報提供も行っている。</p>
<p>【教育関連について】  (1) 特別支援学校の設置基準について  文科省より、特別支援学校の設置基準案が示されたが、現状との比較を示していただきたい。その上で、現状より基準が低くならず、よりよい基準で設置されるようにすること。</p>	<p>特別支援学校の設置基準案については、現在文部科学省において意見公募を実施中であり、今後の動向について注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 学校給食の地産地消 鳥取市の鳥取地区の地産地消率が49%と全県平均の67%を極端に下回っている。天候不順で野菜の確保ができなかったことが原因とのことだが、1か所5,000食も調理する給食センター方式では、食材の大量確保が必要となり、今回矛盾が露呈した形となっている。対策の検討を市町村に働きかけること。</p>	<p>鳥取市のように給食数が多い市部では、大量の食材を発注するため、県産品だけではまかなうことができない場合もあり、町村部に比べて県産品利用率が低くなる傾向がある。その中で鳥取市は独自の工夫をされており、平成16年度から契約栽培による給食野菜の活用を開始し、その後も野菜の品目や取扱量を増やしながらか県産品利用率の向上を図ってきた。昨年度は、天候不順などの要因もあるが、鳥取市だけでなく多くの町で県産品利用率が減少しているため、関係部局とも連携して各市町村へ県産品の利用を働きかけていく。</p>
<p>(3) 県立高校の在り方について 「今後の県立高校の在り方に関する基本方針」(平成30年度～平成37年度)では、生徒数の減少に対して原則「学級減」で対応する方針である。しかし、学級数を減らすと、教員数も少なくなり、子どもへの対応も、学校自体の運営も難しくなる。現在、次期基本方針「令和新時代の高校教育の在り方」が検討されているが、その中では、「学級減」ではなく、「学級人数の減」で対応し、少人数学級で、生徒一人一人に対しきめ細やかに対応するようにすること。</p>	<p>現在、鳥取県教育審議会において次期基本方針に向けての答申を検討していただいているところであり、当該答申の内容を踏まえて、生徒数減少への対応方針を検討していく。</p>
<p>(4) 「生理の貧困」対策について 内閣府が、今年3月の補正予算で、「地域女性活躍推進交付金」(つながりサポート型)を追加提案し、同事業に「女性用品の提供」という言葉が入った。その後4月14日文科省から事務連絡が出され、「保健室等の手に取りやすい場所に設置したり、提供場所を保健室の他にも設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、提供方法や配置場所等の工夫などをご検討いただきたい」と、交付金を活用して、生理用品を学校のトイレに配備することが可能となった。ただ、同交付金の締め切りが、5月28日となっている。同交付金の申請期間の延長を求め、生理用品を学校のトイレに無償配備すること。</p>	<p>「地域女性活躍推進交付金」(つながりサポート型)は、地方公共団体が、不安を抱える女性に対する相談支援や居場所づくりと併せて生理用品の提供を行うこと等をNPO等の民間団体に委託して実施する取組が対象となっており、本県においても、当該交付金を活用した支援策も検討し、市町村やNPO等にも照会を行ったが、事業を実施可能な団体が見つからなかったため、市町村への取組を支援する方式での事業としたところである。 したがって、交付金での事業実施が見込めない状況で、国に交付金の申請期間の延長を求めることは考えていない。</p>
<p>(5) 「不登校対策」について 夜間中学校の対象から「不登校児」が外れたが、学校に行けなくなっている子どもの学習保障を真剣に考える必要がある。子どもの意見を聞き、学びやすい環境を整備すること。</p>	<p>県では令和元年度から、学校等に通うことができず主に家庭で過ごしている児童生徒に対して、自宅学習支援員を配置して学習支援を実施している。 また、令和2年度から通常の学級での学習等が困難となった児童生徒の支援を行うため、校内に特別の教室を設けサポート教室支援員による学習支援等を実施している。これらの取組で、児童生徒が少しずつ自信を取り戻し生活習慣が改善したり、学習が定着したりするなどの成果もあがってきていることから、令和3年度は支援対象者枠を増やす等取組を拡充した。 今後も、市町村教育委員会と協議して不登校児童生徒の学習保障を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【土地利用規制法案について】</b></p> <p>現在国会審議中の「土地利用規制法案」は、①自衛隊や米軍基地の周囲おおむね1kmと国境離島を「注視区域」とし、土地の所有者などを調査対象とし、「機能阻害行為」があれば、中止を勧告・命令する、②このうち司令部機能がある基地周辺を「特別中止区域」に指定し、一定規模の土地の所有権移転で事前届け出を義務付ける。従わなければ懲役2年の刑事罰となるとしている。鳥取県内では、航空自衛隊美保基地・同基地大谷中継所の720世帯、及び陸上自衛隊米子駐屯地・同米子射撃場・同米子訓練場・同米子自動車訓練場の430世帯、合計1,150世帯が「監視対象」となっている。プライバシーや財産権など基本的人権を侵害する憲法違反の同法案に反対すること。</p>	<p>土地利用規制法案は国家の安全保障の観点から国会に提出され、審議されているものであり、安全保障については国の専権事項であることから、国において議論されるべきものである。</p>